

## 改正健康増進法の全面施行に伴う街頭キャンペーンの実施について

令和2年4月1日に全面施行される改正健康増進法について広く周知するため、次のとおり街頭キャンペーンを実施します。

- 1 日時 令和2年3月31日(火)午前7時45分～午前9時  
(啓発品の配布が終了した場合は、その時点で終了)
- 2 場所 JR橋本駅北口ペDESTリアンデッキ
- 3 内容 啓発品(蛍光ペン)の配布<啓発内容は次のとおり>

2020年4月から 改正健康増進法が全面施行

屋内**原則禁煙**



～望まない受動喫煙をなくそう～

相模原市保健所 健康増進課 受動喫煙対策担当

喫煙する場合は周囲への配慮義務あり



喫煙できる場所は、**20歳未満(従業員含む)立入禁止**

喫煙・禁煙の**標識掲示が義務化**

禁煙店では喫煙不可 (**喫煙はルールを守って**)

違反時には**最大50万円の罰則あり**

### 【問合せ先】

相模原市保健所 健康増進課  
電話 042-769-8055  
担当 今泉、野渡